

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：東寺棚田地域振興協議会

1. 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項 (棚田等の名称及び範囲)

東寺棚田

範囲については、別添 1 のとおり

2. 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

○耕作放棄の防止

- ・令和 11 年度まで、東寺棚田における耕作放棄率 0 %を維持する。

○担い手の確保

- ・令和 11 年度まで、棚田保全に取り組む人数年 30 人以上を維持する。

○生産性・付加価値の向上

- ・令和 11 年度までに自走式草刈機を 1 台追加し、9.1 h a の棚田で活用することで作業の効率化を図る。
- ・令和 11 年度までにドローン操縦士 1 名の育成し、共同防除をより効率的に実施する。また、アイガモロボを 1 台以上導入することで除草作業の労力を軽減し、スマート農業の取組みを推進する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○自然環境の保全・活用

- ・令和 11 年度まで、東寺棚田で実施している環境保全型の農業（環境こだわり農産物の生産と IPM（総合的病虫害・雑草管理）の実践、畦畔の人手除草、長期中干し）の取組面積 1.5 h a を維持する。
- ・令和 11 年度まで、東寺棚田で設置している獣害防止柵の点検や見回りを年 2 回以上実施し、破損個所については補修を行う。

○集落機能の強化

- ・令和 11 年度まで、人口減少・高齢化により課題となっている集落コミュニティ機能の維持に対応するため、集落住民の生活課題等の情報共有や住民同士の交流を促進するための意見交換会を年 1 回実施する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・令和5年度に協定を締結した「しがのふるさと支え合いプロジェクト」における協働事業を継続し、令和11年度まで、東寺棚田で滋賀県立三雲養護学校との農村交流体験を年2回実施する。
 - ・しが棚田ボランティア制度を活用し、令和11年度までに延べ15人のボランティアを受け入れ東寺棚田の保全活動に取り組む。
- 棚田を観光資源とした地域振興
 - ・令和11年まで、棚田で収穫された農作物を湖南三山おまつり広場に年1回販売所を設置し、年間5万円の販売を目標とする。

3. 計画期間

認定の月～令和12年3月

4. 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容

指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

(1) 棚田等の保全

- 耕作放棄の防止
 - ・認定農業者や農業実行組合等の協力を得ながら、東寺棚田の耕作放棄地の発生を防ぐ。
- 担い手の確保
 - ・農業実行組合員全員で取り組み、年間を通じて30人以上の体制を維持しながら棚田保全活動に取り組む。
- 生産性・付加価値の向上
 - ・急傾斜農地の獣害柵周辺の草刈りに多大な時間と労力を要するため、自走式草刈機を導入し省力化を図り、生産効率向上に繋げる。
 - ・ドローン操縦士1名を育成し、共同防除の効率化を図る。また、アイガモロボを1台以上導入することで除草作業の労力を軽減し、生産効率向上に繋げる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- 自然環境の保全・活用
 - ・東寺棚田で環境保全型農業（環境こだわり農産物の生産とIPM（総合的病害虫・雑

草管理）の実践、畦畔の人手除草、長期中干し）の実施を継続し、自然環境保全を図る。

- ・東寺棚田で、追い払い資材等を活用した鳥獣被害防止活動を推進すると共に、設置している獣害防止柵の点検・見回り、補修を継続して実施することで獣害を未然に防止し、棚田の保全を図る。

○集落機能の強化

- ・東寺棚田における集落や集落の農業に対する課題に対して意見交換会を行い、今後の集落の活性化につなげる。

（３）棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・三雲養護学校と連携して、農福連携の一環として年２回農業体験を実施する。

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・湖南三山おまつり広場において、棚田米や特産品である里芋等を販売し、地域の活性化を図る。
- ・ボランティアの受け入れ体制を図り、しが棚田ボランティア制度を活用し、東寺棚田の保全活動に取り組む。

５．指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

湖南省棚田地域振興協議会は、湖南省、滋賀県、甲賀農業協同組合、農業者団体、農業者で構成する。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

６．その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

その他必要な事項が生じた場合には、会長が別途定めるものとする。